

平成 27 年 7 月 14 日

一般社団法人岐阜県経営者協会
会長 小野木 孝二 殿

正社員実現等に関する要請書

岐阜県内の雇用情勢については、平成27年5月の有効求人倍率が、前月より0.04ポイント上昇し1.51倍となり、平成5年3月の1.56倍以来、22年2か月ぶりに1.5倍を超え、改善が続いている状況です。

このような雇用情勢の中、「雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しい、セーフティネットが不十分」等課題がある非正規雇用労働者の中で、不本意ながら非正規の職に就職している方が若年層をはじめとして一定数存在しています。

少子高齢化による将来の労働力人口の減少が見込まれる中、アベノミクスによる経済の好循環の動きを更に推進するためには、正社員雇用の拡大を図るとともに、正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を促進し、労働者がその能力を十分発揮できる環境づくりを行う等、雇用の質を向上させ生産性を上げることが重要です。

岐阜労働局では、使用者団体・企業に対して非正規雇用労働者の雇用管理の改善につながるキャリアアップ助成金等各種支援策の活用、多様な正社員の普及・拡大、また、求職者に対しては、ハローワークのわかもの支援コーナー等での個別支援により、正社員転換や正社員就職を積極的に推進しているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、「正社員実現」に係る趣旨に御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

併せて、「夏の生活スタイル変革」の「ゆう活」の推進、ワークライフバランスのための「プラスワン休暇」等、働き方改革実現に向けた取り組みや、女性の活躍促進に向けた取り組みにも御配慮いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省岐阜労働局長 本 間 之 輝



キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額 ()は中小企業以外の額
① 正規雇用等 転換コース	有期契約労働者等を ・ 正規雇用等に転換 または ・ 直接雇用 した場合	①有期→正規：1人当たり 50万円 (40万円) ★ ②有期→無期：1人当たり 20万円 (15万円) ③無期→正規：1人当たり 30万円 (25万円) ★ ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり30万円加算(中小企業以外も同額)★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円、②③5万円加算(中小企業以外も同額)
② 多様な正社員 コース	・ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定 有期契約労働者等を ・ 多様な正社員に転換または直接雇用等 正規雇用労働者を ・ 短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇い入れ	①勤務地・職務限定正社員制度規定・適用： 1事業所当たり40万円 (30万円) ②有期・無期→勤務地・職務限定、短時間正社員： 1人当たり30万円 (25万円) ★ ③正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ： 1人当たり20万円 (15万円) ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、1人当たり15万円加算(中小企業以外も同額)★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算(中小企業以外も同額)
③ 人材育成 コース	有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練 (Off-JT) ・ 有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) ・ 中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT) ・ 育児休業中訓練 (Off-JT) を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり 800円 (500円) 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練 最大30万円 (20万円) 中長期的キャリア形成訓練 最大50万円 (30万円) ※育児休業中訓練は訓練経費助成のみ OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり 800円 (700円)
④ 処遇改善 コース	すべてまたは一部の有期契約労働者等の 基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額★ させた場合	①すべての賃金テーブル改定： 1人当たり3万円 (2万円) ★ ②雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定： 1人当たり1.5万円 (1万円) ★ ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)加算★
⑤ 健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする 「法定外健康診断制度」 を 新たに規定し、 4人以上実施 した場合	1事業所当たり 40万円 (30万円)
⑥ 短時間労働者の 週所定労働時間 延長コース	有期契約労働者等の 週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長 した場合	1人当たり 10万円 (7.5万円)

◆ ★部分は、平成28年3月31日までの間、支給額を増額または要件を緩和しています。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆ 受給までの流れは、裏面をご覧ください。

